

第1章 河川整備計画の基本的な考え方

第1節 計画の趣旨

「神通川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「本計画」という）は、河川法の三つの目的

- 1) 洪水、津波、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

が総合的に達成できるよう、河川法第16条に基づき、平成20年6月に策定された「神通川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。

本計画に基づき、洪水氾濫等による災害から貴重な生命、財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう河川の整備を図ります。

また、神通川水系が有している自然環境や河川景観を保全・継承するとともに、地域の個性と活力、川の歴史や文化が実感できる川づくりを目指し、関係機関や地域住民と共通の認識を持って、連携を強化しながら治水、利水、環境に係る施策を総合的に展開していきます。

なお、本計画は、現時点の社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後にこれらの状況の変化や新たな知見、技術の進歩等が生じた場合には、計画の対象期間内であっても、適宜見直しを行います。

第2節 河川整備計画の基本理念

富山県は、他県に比して大河川が多く、なかでも県都富山市の中央部を北流する神通川は、流路延長、流域面積とも県下最大の河川です。

神通川は、我が国でも屈指の急流河川であり、日本有数の多雨地帯を流域に持ち、古来より土砂災害と洪水氾濫の度に生命と財産が脅かされ、河道はめまぐるしく変遷してきました。その後、富山中心部の市街地づくりの出発点となった馳越線^{はせこしせん}工事をはじめ、明治以降に改修が本格化、昭和44年には井田川^{い だ}・熊野川^{くまの}を含め直轄管理となりました。

岐阜県、富山県を流れる神通川は、古くから豊かな自然と文化を育み、越中文化^{えっちゅう}発祥の大動脈として、河川を軸に飛騨^{ひ だ}・越中の連携・交流が行われてきました。水量の豊富な河川であり、現代でも人々の生活・産業に不可欠な水資源として、数多くの水力発電所が稼働し、米どころ富山県の広大な耕地等におけるかんがい用水や、都市用水としても広く利用されています。

洪水時は河床変動が激しく、平常時は砂礫地の河原を幾筋もの早瀬がせせらぎ状に流れる、豊かで多様な自然環境を有する河川です。人々の暮らしと自然環境が共存し、親しみのある快適な河川空間として、地域の交流・連携、憩いの場となっています。

これらの特性、流域との関わりを踏まえ、本計画では、以下に示す事項を基本理念とし、「川づくり」に取り組みます。

「県都富山の安全・安心な暮らしを支えとともに、 神通川がもたらす恵みと潤いを後世に継承する川づくり」

●洪水の脅威から地域を守る安全で安心できる川づくり

急流河川であり、富山の中央部を貫流する神通川の特性を踏まえ、洪水氾濫から住民の生命・財産を守り、安全で安心して暮らせる川づくりに取り組みます。

●人々の生活、地域経済に恵みを与え、地域の活性化を促す川づくり

神通川の豊かな水資源の恩恵を享受しながら発展を遂げてきた地域社会における役割を引き続き果たすべく、その計画的な利活用を図るとともに、人と川との良好な関係の構築に根差した身近で地域との調和が感じられる川づくりに取り組みます。

●豊かな自然環境が持続する川づくり

神通川が有する砂礫河原、ワンド・湧水・細流など多様な生物の生息・生育基盤が、身近で豊かな自然環境として保全されるよう、住民や関係者との連携・協働のもとで、地域と一体となった川づくりに取り組みます。

第3節 計画の対象区間

本計画の対象区間は、国土交通大臣が管理する以下の区間とします。

表 1-1 計画の対象区間

河川名	区 間		延長 (km)	総 延長 (km)
	上流端	下流端		
神通川	左岸：富山県富山市長川原 ^{なんから うらやま} 字浦山8番の1地先 右岸：富山県富山市長走 ^{ながしり ひらきわり} 字開割138番地先	海に至るまで	25.2	48.1
西派川 ^{にしは}	神通川からの分派点	神通川合流点まで	2.4	
井田川	左岸：富山県富山市八尾町福島 ^{やつお ふくじま} 字川原40番地先 右岸：富山県富山市八尾町字十三石 ^{じゅうさんごくじり} 尻43番の3地先	神通川合流点まで	14.8	
熊野川	左岸：富山県富山市栗山 ^{くりやま} 字野田 ^{のだわり} 割292番の2地先 右岸：富山県富山市安養寺 ^{あんようじ すなだわり} 字砂田割876番の4地先	神通川合流点まで	5.7	

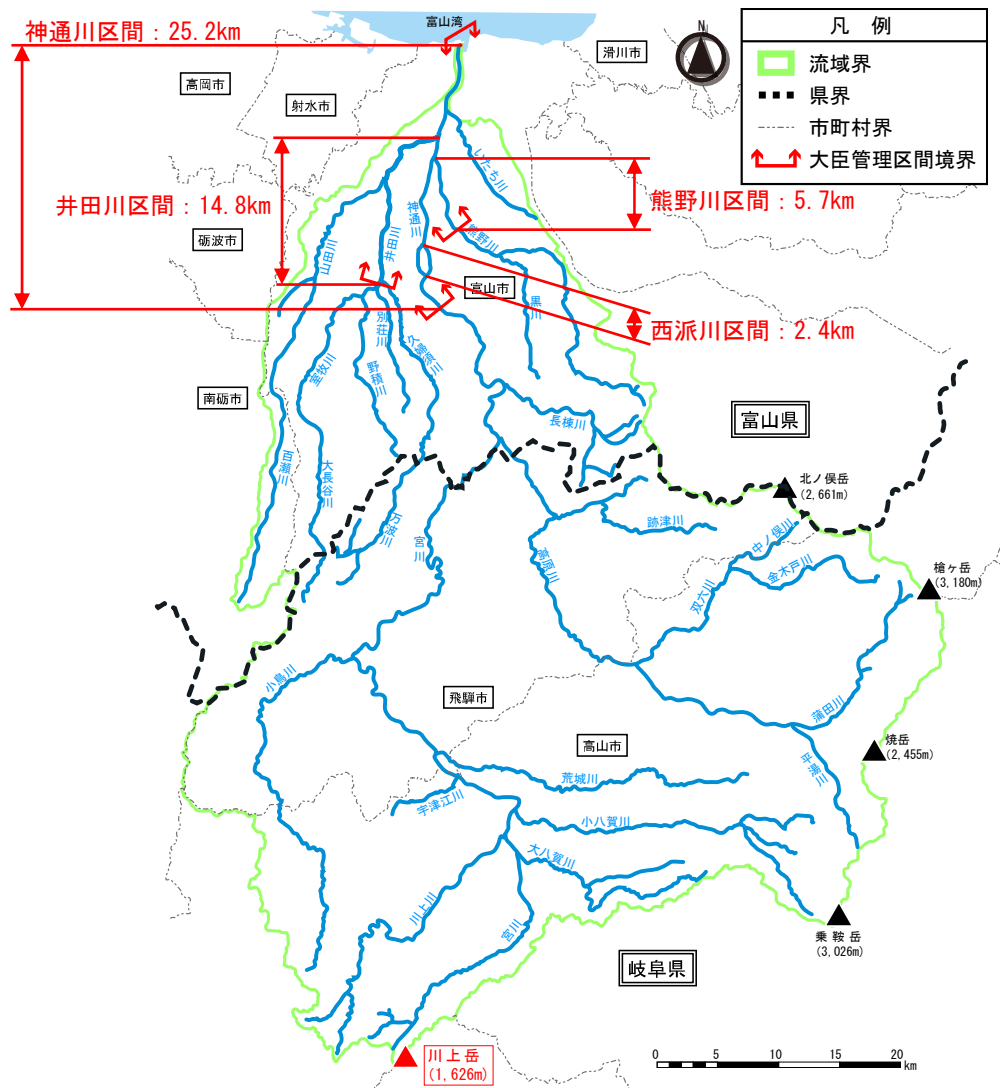


図 1-1 計画対象区間

第4節 計画の対象期間

本計画は、神通川水系河川整備基本方針に基づき、河川整備の当面の目標及び実施に関する事項を定めるものであり、その対象期間は、計画策定時より概ね30年間とします。